

門真市情報公開審査会議事録

開催日時 令和4年8月9日（火）午後3時
開催場所 門真市役所 本館2階 厚生会会議室
出席委員 小野 晃正、塩田 千恵子、永榮 久仁子、白土 清治
欠席委員 園田 寿
事務局職員 宮口総務部長、中野総務部次長、漕江総務課長、松井総務課課長補佐、佐々木総務課主任

開会（午後3時）

漕江総務課長 それでは、定刻になりましたので、ただ今より、門真市情報公開審査会を開催させていただきます。

私は、総務課長の漕江でございます。後ほど、会長及び副会長の互選をお願いいたしますが、会長及び副会長が選出され、会長への諮問を行うまでの間、進行を務めさせていただきますので、どうぞよろしくをお願いいたします。失礼ながら、着座にて進行させていただきます。

本日は、委員5名中4名がご出席されておりますので、門真市情報公開条例施行規則第10条第2項の規定により、会議が成立していることをご報告申し上げます。なお、会議の議事録の作成をさせていただくため、会議の発言内容を録音させていただきますので、あらかじめご了承ください。開会に当たりまして、宮口総務部長からご挨拶を申し上げます。

宮口総務部長 審査会の開催に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。委員の皆様におかれましては、平素より市政の各般にわたりまして、多大なるご理解ご協力を賜りまして厚く御礼申し上げます。また、本日はお忙しい中、また、大変暑い中、ご参集いただきましてありがとうございます。

さて、本市の情報公開制度につきましては、「市の保有する公文書の開示を請求する権利」を保障することによりまして、開かれた市政を促進し、更なる市政の発展を目的としており、市民の皆様幅広くご活用いただいているところでございます。

近年、公文書の管理の在り方について注目が集まる中、昨年5月に公布されました「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」によりまして、官民それぞれにおける個人情報保護法が統合され、来年度から各地方公共団体においても個人情報の取扱いが見直されることとなっております。このことから、市の保有する「情報」に対する市民の意識は、ますます高まるというように考えております。

本日諮問させていただきます案件は「門真市情報公開条例の一部改正について」であり、情報公開制度上の手続につきまして、一部見直しを行うものでございます。

何卒、慎重なご審議の上、忌憚のないご意見を賜りますよう、お願い申し上げまして、簡単ではございますが、私からのご挨拶とさせていただきます。

本日は、どうぞよろしくお願い申し上げます。

漕江総務課長 それでは、議事に入ります前に本日は委員の皆様の初顔合せとなりますので、各委員の皆様方の御紹介から始めさせていただきたいと思っております。後ほどご覧いただく名簿において記載いたしております順番にご紹介させていただきます。

（委員紹介）

漕江総務課長 続きまして、審査会の事務局の職員を紹介させていただきます。

(事務局職員紹介)

漕江総務課長 それでは次第3の会長及び副会長の互選を議題とさせていただきます。本日は委員の任期が開始いたしましたので、初めての会議でございますので、門真市情報公開条例施行規則第9条第2項の規定により会長及び副会長の互選をお願いしたいと存じます。何かご意見等はございますでしょうか。

小野委員 会長には、門真市行政不服審査会副会長としてのご経験をお持ちであるほか、門真市の他の附属機関の委員としてもお勤めになっておられる塩田委員をお願いをしてはいかがでしょうかと思っております。

漕江総務課長 ただいま、小野委員から「塩田委員をお願いしてはどうでしょうか」ということがございましたが、いかがでしょうか。

(「異議なし」との声あり。)

漕江総務課長 それでは、塩田委員に会長をお願いしたいと思います。よろしく願い申し上げます。塩田委員は、会長席の方へ移動をお願いいたします。

(塩田会長、会長席へ移動)

漕江総務課長 お席におつきいただきましたところで、塩田会長には、ご就任に当たり、一言ご挨拶をお願いしたいと存じます。お願いいたします。

塩田会長 ただ今、皆様から門真市情報公開審査会会長にご推挙いただきました 塩田 千恵子 と申します。よろしく願いいたします。

会長を務めさせていただくに当たりまして、簡単ではございますがご挨拶を申し上げます。

この審査会は、審査請求について審査、審議するとともに、情報公開制度に関する重要な事項について審議する機関であると理解しております。この度、令和3年の個人情報保護法の大規模な改正に伴いまして、先ほど総務部長様からもお話がありましたけれども、民間の個人情報保護法それから行政機関の個人情報保護法、これらのこれまで別々だったものが一本化される大規模な改正があり、それに伴っていろいろと調整をして門真市の関連条例についても適切に改正していかなければならないということで今回の諮問にも関わっていることだと思います。

個人情報保護、それから情報公開制度というのはこれからますますニーズが高まってくるものと考えられます。市民の方も関心を持たれているところであり、今回の審議についても非常に重要なものであります。

私自身も勉強させていただきながら、委員の皆様のご協力、ご指導を受けまして、精一杯務めさせていただきたいと思っております。

委員の皆様におかれましては、この条例、それに制度が適正に運用されますように、積極的かつ忌憚のないご意見をいただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

漕江総務課長 ありがとうございます。それでは、続いて副会長の互選に入りたいと思えます。何かご意見等はございますでしょうか。

塩田会長 副会長には、現在、門真市個人情報保護審議会の副会長であられるほか、門真市の他の附属機関の委員としてもお勤めなさっております小野委員をお願いしたいと思

いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」との声あり。)

漕江総務課長 それでは、小野委員に副会長をお願いしたいと思います。よろしくお願い申し上げます。

小野副会長には、ご就任に当たり一言ご挨拶をお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

小野副会長 ただ今、皆様から副会長にご推挙いただきました 小野 晃正 でございます。よろしくお願いいたします。

本審査会において有意義な議論が交わされますよう努めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

漕江総務課長 ありがとうございます。続きまして、諮問に移らせていただきます。

本日は市長が不在であるため、宮口総務部長から塩田会長に諮問書をお渡しさせていただきます。よろしくお願いいたします。

宮口総務部長 「門真市情報公開審査会会長 塩田 千恵子 様

門真市長 宮本 一孝

門真市情報公開条例の一部改正について (諮問)

このことについて、門真市情報公開条例第17条第2項の規定に基づき、貴審査会の意見を求めます。

(1) 必要的意見聴取の免除について

(2) 門真市情報公開審査会に対する諮問義務の免除規定の例外について

(3) 門真市情報公開審査会に諮問した旨の通知について

(4) 非公開とする調査審議の明文化について

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

(宮口総務部長から塩田会長に諮問書の手交)

漕江総務課長 それでは、諮問書の写しをお配りいたしますので、しばらくお待ちください。

(各委員に諮問書の写しを配付)

漕江総務課長 以降の進行につきましては、塩田会長をお願いしたいと思います。塩田会長、よろしくお願いいたします。

塩田会長 それでは、議事を進めさせていただきます。審議に入る前に、本日の資料について事務局から説明をお願いいたします。

漕江総務課長 それでは、本日の資料を確認させていただきたいと存じます。

1点目 門真市情報公開審査会次第

2点目 審査会運営関係説明資料

3点目 諮問事項説明資料

4点目 別紙1 開示請求、第三者意見聴取、審査請求の流れ

5点目 別紙2 参考条文

6点目 別紙3 条例改正案

以上でございます。

資料につきましては、後ほど議事進行の中で使わせていただきますので、よろしくお願いたします。もし不足の資料がございましたら、お申し出ください。

塩田会長 皆様、資料はございますでしょうか。不足の資料がないようでしたら、続いてこの情報公開審査会の会議の公開等の運営事項につきまして事務局から説明をよろしくお願いたします。

漕江総務課長 それでは、説明させていただきます。本日お配りしております審査会運営関係説明資料1ページをご覧くださいませでしょうか。こちらは委員の皆様の名簿となっております。

続きまして、「門真市情報公開審査会の会議公開要領」について説明をさせていただきます。

2ページの会議資料2をご覧ください。門真市情報公開条例第17条の7の規定により審査会の審査は、非公開とされておりますが、これは審査請求に係る審査についての非公開規定とされておりますので、本日も審議いただく情報公開制度に関する重要事項につきましては、公開となるものであります。

こちらは、6ページの会議資料3「審議会等の会議の公開に関する指針」に基づき、会議の公開の取扱いを定めているもので、傍聴者の定員、傍聴手続、傍聴時の遵守事項、会議記録の閲覧等を規定するものでございます。

なお、会議記録は、委員の名前も含めて全文筆記に近い形で記録させていただいて、ホームページ等で公開したいと考えておりますので、会議記録作成の正確性を期するため、会議中の録音をさせていただきます。

塩田会長 ただいま事務局からご説明がありました。1つ確認をさせていただきます。会議録というのはA委員、B委員というような形ではなくて、誰がどのような発言をしたかという、全てが文章になって公表されるという理解をしてよろしいでしょうか。

漕江総務課長 はい、そのとおりです。

塩田会長 分かりました。その他に審査会の運営事項について、何かご質問はございませんでしょうか。

(「なし」との声あり。)

塩田会長 それでは、運営事項の確認を終わります。

会議を進行いたします。続いて、次第4の諮問事項の審議に入ります。今回の諮問事項であります「門真市情報公開条例の一部改正について」の諮問の趣旨について、事務局から説明をお願いします。

松井総務課課長補佐 まず、諮問の趣旨について、ご説明させていただきます。諮問事項説明資料1ページをご覧くださいませ。

今回の諮問の趣旨としましては、令和3年5月に公布された「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」により、個人情報の保護に関する法律の大規模改正が行われたことがきっかけとなります。この改正に伴い、現在、条例により個人情報の取扱いを定めている地方公共団体においても、令和5年4月から個人情報の保護に関する法律の規定に基づき個人情報保護制度を運用していくこととなりますが、同法第60条第3項に規定する行政機関等匿名加工情報、これは国や地方公共団体等が保有する個人情報について、特定の個人を識別することができないように個人情報を加工し、当該個人情報を復元できないようにした情報を指していますが、こちらに関する定義の

一つに、「情報公開条例に基づく開示請求があった場合に、第三者に対する意見書の提出の機会を与える情報であること」という要件が含まれております。

そのため、門真市情報公開条例に基づく公文書の開示の請求において「第三者意見聴取」の制度がない場合は、令和5年4月までに同制度の構築について検討が必要となります。第三者意見聴取とは、開示請求に係る情報に第三者に関する情報が含まれている場合であって、当該情報が不開示情報かどうかを判断するに当たって当該第三者に意見を聞く制度をいいます。別紙1の2に当たる部分となります。

本市の情報公開条例においては、別紙2の1ページに記載している第13条に規定があるように、既に第三者意見聴取の制度が設けられているものの、改正後の個人情報の保護に関する法律、また、先ほど申し上げたように、同法においても引用されている情報公開条例、これら2つの法律及び条例に基づく開示請求における第三者聴取に関する規定の統一性を図るため、同法の改正を機に門真市情報公開条例の一部改正を行うものです。これが今回の諮問の主だった趣旨となります。

なお、今回の改正に当たっては、改正後の個人情報の保護に関する法律及び国における公文書の開示請求について定めている行政機関の保有する情報の公開に関する法律についても参考にしているため、資料としてこれらの法律の抜粋版を別紙2の4ページ、5ページに記載しております。

塩田会長 ただ今の説明について、何かご質問、ご意見等はございませんでしょうか。

(「なし」との声あり。)

塩田会長 それでは諮問の具体的な内容について、事務局から説明をお願いいたします。諮問の内容が4つの案件に区分されておりますので、1件ずつ事務局からご説明いただき、審議をさせていただきたいと思っております。宜しくをお願いいたします。

松井総務課課長補佐 それでは、諮問の内容についてご説明いたします。

諮問事項説明資料の2ページをご覧ください。Ⅱ改正内容の部分ですが、案件1は必要的意見聴取の免除についてです。条例第13条に定める第三者意見聴取には2種類あり、1つ目は第1項に定める任意的意見聴取です。これは、後ほど説明いたします必要的意見聴取に該当する場合を除き、行う手続であり、「任意的」とあるように、この手続の実施は、実施機関が必要と認めるときに当該第三者の意見を聴くことができます。としております。

2つ目は第2項に定める必要的意見聴取です。こちらはある一定のケースにより第三者情報を開示する場合に、意見聴取を義務付けているものです。一定のケースとは、第2項に条例の第6条第1号ウ若しくは第2号ただし書又は第8条の規定により当該公文書を開示しようとするとき、とありますが、具体的には開示請求があった場合に、別紙2の2ページに条文を記載しておりますが、本来、個人が特定される情報や法人の正当な利益を害する情報等については不開示とすることができますが、当該情報が「人の生命、身体、健康、財産又は生活を保護するため、開示することがより必要であると認められる情報」である場合は、例外的に個人に関する情報や法人に関する情報であっても、それぞれ第6条第1号ウ、第2号ただし書の規定により開示することとなります。もう1つの第8条は、公益上の理由により裁量的に開示するケースです。開示請求に係る公文書に不開示情報が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときに例外的に開示するものです。

現行の規定ではこれらの場合には、必ず意見聴取を行うこととされていますが、今回、ただし書を加え、聴取すべき第三者の所在が判明しない場合や聴取すべき第三者が意思を表明できない場合など、「やむを得ない事情がある場合」は、意見聴取する義務が免除される旨を規定するものです。

案件1についての説明は、以上です。

塩田会長 ただ今の説明につきまして、何かご質問、ご意見等ございませんでしょうか。

永榮委員 別紙3の資料の改正前後の条文で、改正後は「ただし、やむを得ない理由がある場合は、この限りでない。」という条文になるということによろしいでしょうか。

松井総務課課長補佐 あくまで別紙3でお示ししておりますのは、現段階での条例改正案となりますので、正式に確定しているものではございませんが、現在はこのように考えております。

永榮委員 このやむを得ない理由がある場合というのは、解釈の余地があると思いますけれども、運用上は先ほどご説明いただいたように「所在が判明しない場合」あるいは「意思表示ができない場合」というような事態を想定されているということですか。

松井総務課課長補佐 この2つの場合だけに限ってはおりません。これら2つの場合をはじめ、やむを得ない理由があった場合に柔軟な対応ができるように規定することを想定しております。

永榮委員 分かりました。

塩田会長 他にご意見等ございませんでしょうか。

(「なし」との声あり。)

塩田会長 それでは、他にはないようですので、案件1についての審議を終了いたします。続きまして、案件2について、事務局の方から説明をお願いいたします。

松井総務課課長補佐 諮問事項説明資料の2ページをご覧ください。案件2は諮問義務の免除規定の例外についてです。

条例第16条第1項は、開示請求に係る決定又は不作為について、行政不服審査法の規定に基づく審査請求があった場合に門真市情報公開審査会への諮問を義務付けている規定ですが、併せて審査会に諮問する必要性が認められない場合については、例外的に諮問義務を免除しています。

別紙2の2ページの条例第16条をご覧ください。該当箇所である「当該審査請求の全部を認容するとき」とは、例えば、開示請求に対して一部が開示情報であるとして伏せた形で開示した場合に、不開示とされることを不服として開示請求者が審査請求をするケースが考えられます。このときに、一度は一部を伏せて情報を開示したものの、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る情報の全部を開示する場合、審査請求人にとっては審査を仰ぐまでもなく満足する結果を得られることとなるため、審査会への諮問を要しないこととする規定です。

この規定は改正前においても規定されていますが、今回の改正で、第三者意見聴取時に「反対意見書を提出した者がいる場合」は、全部を認容する場合であっても諮問を要する旨を規定しようと考えております。

別紙1をご覧ください。こちらには開示請求から審査請求に至る場合までの流れを示しており、加えて第三者意見聴取を行う場合のものです。1から4までは開示請求があり、先ほどの案件にもあった条例第13条第1項又は第2項に基づく意見聴取を行い、その回答を踏まえ、開示請求者に対し、開示決定を行うものです。

次に5ですが、ここに反対意見書という文言がありますが、意見聴取された第三者は、

当該情報の開示を反対するときは、先ほどの3のときに実施機関に対し反対意見書を提出することとなります。実施機関は反対意見書に拘束される訳ではなく、当該意見書を斟酌の上、情報を開示する場合があります。この場合に、当該第三者は、意見聴取に対する回答とは反対に情報を開示したことに対する審査請求又は取消訴訟の権利を有することとなります。また、反対意見書が出されている場合は、5の段階で当該第三者に対して通知をいたします。この通知は第三者の開示に反対する反対意見書が出されているにもかかわらず、情報を開示する場合に行うものです。

次の6は、実施機関の開示決定に不服がある場合、開示決定を期間内に行わない不作為の場合もあり得ますが、その後、開示請求者等から審査請求がなされる場合があります。その際に実施機関において検討し、審査請求内容を認容し、全部を開示することは、審査請求をされた方にとっては、先ほど申したように、審査を仰ぐまでもなく満足する結果を得られることとなるため、審査会への諮問を要しませんが、それは同時に反対意見書を出した方にとっては、開示してほしいと回答した情報が開示され、利益を害することとなります。

この場合に、審査請求に対する裁決前に審査会が反対意見書を出した者の意見も踏まえた上で答申をすることが望ましいことから、諮問義務の免除を適用せず、諮問を要することとするよう考えるものです。案件2についての説明は、以上です。

塩田会長 ただ今の説明につきまして、何かご質問、ご意見等はございますでしょうか。何か分かりにくいことなどがありましたらご質問いただけたらと思います。

(「なし」との声あり。)

塩田会長 それでは、案件2についての審議を終了いたします。続いて案件3について、事務局の方から説明をお願いいたします。

松井総務課課長補佐 諮問事項説明資料の3ページをご覧ください。案件3は諮問した旨の通知についてです。

これは、審査請求に関して関連性の強い方に対し、審査会に諮問した旨を通知することについて規定するものです。

具体的には、まず審査請求人及び参加人です。参加人とは審査庁の許可を得て、又は審査庁の求めに応じ、審査請求に参加することができる利害関係者をいいます。次に開示請求者です。これは審査請求人が反対意見書を提出した第三者である場合等、審査請求人と開示請求者が異なる場合を想定しています。そして、当該審査請求に関する開示請求に係る決定について反対意見書を提出した第三者です。2つ目と3つ目は、参加人となりうるものが明確な利害関係者に審査請求への参加の機会を与えるためのものです。

また、この通知を義務付けることにより、これらの方は、当該案件が情報公開審査会への諮問の段階に移っているということが把握できます。

案件3についての説明は、以上です。

塩田会長 ただ今の説明につきまして、何かご質問、ご意見等ございませんでしょうか。

永榮委員 1点だけよろしいですか。今回のこの点の改正については、法律の改正に合わせるような形で諮問した旨の通知、誰に通知するのかについて明文化するという趣旨でよろしいですか。

松井総務課課長補佐 はい、そうです。

永榮委員 分かりました。

塩田会長 本日の参考資料にも法律が添付されていますが、法律の文面に合わせるという事でしょうか。

松井総務課課長補佐 はい。

塩田会長 他にご意見等はございませんでしょうか。

(「なし」との声あり。)

塩田会長 それでは、案件3についての審議を終了いたします。続きまして案件4について、事務局から説明をお願いいたします。

松井総務課課長補佐 諮問事項説明資料の3ページをご覧ください。案件4は非公開とする調査審議の明文化についてです。

審査会の会議について、従来から条例第17条第1項の審査請求に係る調査審議を非公開とし、今回の諮問内容のように条例第17条第2項の情報公開制度に関する重要事項に係る調査審議については原則公開としているため、条例において「審査請求に係る調査審議の手続は非公開」であることを明文化するものです。案件4についての説明は、以上です。

塩田会長 ただ今の説明について、何かご質問、ご意見等はございませんでしょうか。

塩田会長 これまでしていたことを明文化するという事で、運用は変わらないという理解でよろしいでしょうか。

松井総務課課長補佐 はい。

塩田会長 他にご意見等ございませんでしょうか。

(「なし」との声あり。)

塩田会長 それでは、案件4についての審議を終了いたします。

続きまして今回の諮問案件であります「門真市情報公開条例の一部改正について」の、今後のスケジュールについて事務局より説明をお願いいたします。

松井総務課課長補佐 はい、まず今後のスケジュールにつきましてご報告いたします。本日の内容につきまして答申をいただきましたら、答申内容を踏まえ、令和4年門真市議会第4回定例会に条例改正に係る議案を提出したいと考えております。また、改正後の条例の施行日は、案件1から案件3については、改正後の個人情報の保護に関する法律の地方公共団体関連部分の施行日に合わせ、令和5年4月1日を予定しております。案件4については、個人情報の保護に関する法律の改正とは関連性がないため、条例の公布日の施行とする予定です。

塩田会長 ただ今の説明につきまして、何かご質問、ご意見等はございませんでしょうか。

(「なし」との声あり。)

塩田会長 ここで、皆様にお諮りさせていただきたいのですが、今回の諮問案件であります

「門真市情報公開条例の一部改正について」は、本日の議論の内容を踏まえた上で、事務局案を了承する形で答申を作成するというところでよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声あり。)

塩田会長 ありがとうございます。それでは、事務局と調整の上、答申書を作成し、市長への答申を行うことといたします。以上で次第4の諮問事項の審議は、全て終了となります。

それでは次に次第5のその他に移らせていただきます。事務局から報告はありますでしょうか。

漕江総務課長 ございません。

塩田会長 委員の皆様は何かございますでしょうか。

(「なし」との声あり。)

塩田会長 特にないようでございますので、次第5その他を終了といたします。

以上で本日の全ての審議が終わりました。ご熱心に御審議賜りまして、誠にありがとうございました。これをもちまして、本審査会を終了させていただきます。

閉会 (午後3時27分)